未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書

に、

非課税口座が	未成年者口座が

書類、確認書

を

非課税口座が	確認書
未成年者口座が	

に改め、「、非課税口座内上場株式等移管依頼書」の下に「、未成年者口座非課税口座間移管依頼書」を加え、「。）及び」を「申請書及び」に、「第二十五条の十三第二十一項」に、「。）当該」を「申請書　当該」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の下に「、施行令第二十五条の十三第十四項第二号の規定により提出する書類」を加え、同表に次のように加える。

第十八条の十五の八第四項	非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書及び法第三十七条の十四第六項各号	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書及び法第三十七条の十四の二第十二項

第十八条の十五の十一第二項第四号中「」及び」の下に「同項第二号ロ⑵又はハ⑵に掲げる上場株式等（以下この号において「満期移管上場株式等」という。）並びに」を加え、「第二十五条の十三第十項各号」を「第二十五条の十三第十一項各号」に、「同条第十項各号」を「同条第十一項各号」に改め、「なつた当初取得等上場株式等」の下に「又は満期移管上場株式等」を、「係る当初取得等上場株式等」の下に「及び満期移管上場株式等」を加え、同項第七号中「第二十五条の十三第十項各号」を「第二十五条の十三第十一項各号」に改める。

第十八条の十九第二項中「第七項に規定する」を「第七項各号に定める」に、「同項の」を「同項各号に規定する」に、「同条第七項の」を「同項各号に掲げる」に改め、同条第三項中「及び株式」の下に「（出資を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）」を加え、「同項第四号」を「同条第三項第四号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、同項の」を「、同項に規定する」に改め、同項第一号中「の公益法人等」を「に規定する公益法人等」に、「その」を「社員並びにこれらの者の」に改め、同項第二号中「の公益法人等の理事会の第八項の」を「に規定する公益法人等の第八項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する」に、「次項」を「次項又は第六項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十五条の十七第七項第二号」を「第二十五条の十七第七項第三号ロ」に、「、同項の」を「、同号ロに掲げる」に、「次項に規定する」を「当該公益法人等の第七項第一号に定める」に、「同項の基本金」を「同号に規定する基本金」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに規定する財務省令で定める資産は、同号ハに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたものとする。

第十八条の十九第七項中「第二十五条の十七第七項第二号」を「第二十五条の十七第七項第三号ロ及びハ」に、「同号に規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等　同号ロに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二　施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等　同号ハに規定する財産につき、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

第十八条の十九第八項中「第二十五条の十七第七項第四号」に、「同項の公益法人等の理事会において、当該公益法人等が当該贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同項第二号に規定する財産につき前項に規定する方法により同項の基本金に組み入れることが決定されていること」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行令第二十五条の十七第七項第三号イに掲げる公益法人等　当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき同号イに規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

二　施行令第二十五条の十七第七項第三号ロに掲げる公益法人等　当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ロに規定する財産につき前項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

三　施行令第二十五条の十七第七項第三号ハに掲げる公益法人等　当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ハに規定する財産につき前項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが決定されていること。

第十八条の十九第九項中「同条第七項第二号に規定する財産につき第七項の基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し

二　前項第二号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

三　前項第三号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる社会福祉法人会計基準第三十条第二項第六号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

第十八条の十九第十項中「同項第一号」を「同項第一号又は第二号」に、「おいて同号」を「おいて同項第一号」に改める。

第十八条の二十の見出しを「（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第一項中「第四十条の四第六項に規定する財務省令」を「第四十条の四第十一項に規定する財務省令」に、「同項に規定する特定外国子会社等（以下この項」を「同項各号に掲げる外国関係会社（第六号」に、「特定外国子会社等」を「添付対象外国関係会社」に改め、「及び当該特定外国子会社等が各事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）において法第四十条の四第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない適用対象金額（同項に規定する適用対象金額をいう。第三項において同じ。）を有す